

事業報告書

令和 6 年度

(第 5 期事業年度)

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

地方独立行政法人たつの市民病院機構

1 理事長によるメッセージ

令和6年度は、当法人において第2期中期計画4年の初年度であり、新しい体制にもかかわらず大きな問題なく法人運営を行うことができました。また、社会や医療を取り巻く環境においても、新型コロナウイルス感染症は前年度に5類移行となりましたが、病院経営は、コロナ前に復するのではなく困難な状況が継続しており、物価高、人件費増、働き方改革等厳しい状況です。

こうした中、当法人においては、公的医療機関として引き続き新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、今まで以上に充実した診療体制の実現に向けて取り組んできました。

医療サービスについては、引き続き地域医療構想を踏まえ必要な回復期病床等を確保しつつ、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として訪問診療や訪問看護事業の充実を図り、地域の在宅支援の充実の一翼を担いました。診療については、白内障手術が可能な眼科医師を新たに採用する等、診療体制を充実させることができました。また、基幹病院における後方支援病院として当院の役割を明確にして、近隣病院等との連携強化に努め、入院患者の確保を図りました。

新興感染症対策として、兵庫県と連携して医療措置協定を締結し、10床を確保するとともに、龍野健康福祉事務所やたつの市・揖保郡医師会、近隣の医療機関、福祉施設などと感染対策に係る会議を年4回実施し、地域の関係機関との情報共有に努め、相互応援体制を構築した公的医療機関としての役割を果たしました。

業務運営体制については、引き続き理事長を中心に法人の意思決定をスムーズに、各会議体や組織を運営するとともに、育児休業がとりやすい環境の推進等職場環境の改善に取り組みしました。

経営状況については、新型コロナウイルスに係る収益は減少しましたが、経常収支比率は目標値100.9%に対して101.1%、医業収支比率は目標値92.7%に対して93.9%と、目標値を上回ることができました。

おわりに、地方独立行政法人たつの市民病院機構運営につきましては、開設団体の長である市長をはじめ関係部局の方々、龍野健康福祉事務所、消防署、医師会など関係団体、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただき感謝申し上げますとともに、引き続きご支援をお願い申し上げます。今後も地域に寄り添った医療介護サービスの提供を目指し、当法人の理念である「こころある医療・介護を通して地域に貢献する」を全うするために努力を続けていく所存です。

2 法人の目的、業務内容

(1) 目的 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及びたつの市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 業務内容

- ① 医療を提供すること。
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- ③ 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- ④ 医療に関する地域への支援を行うこと。
- ⑤ 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- ⑥ 災害時における医療救護を行うこと。
- ⑦ 介護事業を行うこと。
- ⑧ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 法人の位置づけ及び役割

第2次たつの市総合計画 後期基本計画

2.3 医療サービスの向上

地域医療の充実を図るため、公的医療機関として担うべき役割を果たすとともに、中長期的展望を持って安定的な経営を目指す。

施策の内容

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 市民病院の運営

中期目標期間の役割

◎市民が健やかに暮らせるまちの実現

- ・推進している安定的な救急医療の提供、在宅医療を中心とした切れ目のない医療サービスの提供等地域医療構想を踏まえた市民病院が担うべき役割を確実に果たす。
- ・公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特徴を生かし、長期的かつ安定的に運営する。

4 中期目標の概要

たつの市民病院（以下「市民病院」という。）は、たつの市南部に位置する御津町において、前身の公立御津病院として昭和27年4月の開院以来半世紀以上にわたり、救急医療を始めとする政策医療を担うとともに、地域住民が安心できる医療の提供をしてきました。

令和2年4月1日には、引き続き市民病院が担うべき役割を確実に果たすとともに長期的かつ安定的な運営を目指し、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）に経営形態を移行しました。

法人移行後の令和2年度から令和6年度までの第1期目では中期目標の達成に向け計画通り進んでおり、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療を取り巻く環境が日々変遷していく中、地域の最前線に位置する医療機関として地域に求められる医療を提供することで、市民病院が担うべき役割を果たしてきました。

第2期中期目標に当たっては、社会情勢の変化に対応しながら、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、第1期での取組を更に充実させ、市民病院機構が担うべき役割を確実に果たすことが求められています。

こうした目的を達成するために大きく4つの大項目に分けて、取り組むべき事項が記載されています。詳細については、第2期中期目標をご覧ください。

5 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

（1）病院理念

たつの市民病院は、“こころある医療”を通して地域に貢献する

（2）基本方針

- ・ 患者の権利を尊重し、こころのこもった医療を提供します。
- ・ 安心安全な医療の提供に努めます。
- ・ 医療の質の向上に努めます。
- ・ 医療従事者の育成と研鑽に努めます。
- ・ 健全な病院経営に努めます。

（3）令和6年度の経営方針

当法人は、令和2年4月1日に地方独立行政法人たつの市民病院機構として開設され、今年度で開設5年度目にあたります。第1期中期計画期間が終わり、今年度から第2期中期計画期間に入ります。

第 1 期中期計画の実績評価については外部有識者の委員で構成された評価委員会で、「中期目標・中期計画の達成に向けて、計画どおりに進んでいる。」との評価をいただいた一方で、「医師の働き方改革や診療報酬の同時改定への対応など、様々な課題に対しては、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となった取組に期待する。」とのコメントがあり、地方独立行政法人たつの市民病院機構としての使命と存在意義を問われているものとあらためて考えさせられました。当法人の理念である「たつの市民病院は、ここある医療を通して地域に貢献する」を実践し、地域住民の方々に寄り添った、安心安全な医療サービスが提供できるよう、引き続き取り組んでいきます。

あわせて 2024 年度から第 8 次医療計画がスタートしますが、2025 年度には、第 1 次ベビーブームに生まれた「団塊の世代」がすべて 75 歳以上の後期高齢者となり、今後は医療・介護ニーズが急速に増大していきます。その後 2040 年度にかけて、高齢者の人数は大きく変化しませんが、支え手となる現役世代の人口については急速に減少していきます。このため、医療・介護保険制度の財政が厳しくなることはもちろん、「医療・介護の支え手となる人材の確保」が非常に難しくなると予測されます。これらを踏まえ、医療人材の確保、効果的・効率的な医療提供体制などの視点をさらに重視した運営が求められると感じています。

また、令和 6 年度診療報酬改定では、介護報酬および障害福祉サービス等報酬との同時改定、いわゆるトリプル改定、令和 7 年に向けた地域医療構想の取り組み、医療 D X（デジタルトランスフォーメーション）の実現などが重要な視点となります。これらを踏まえ、今年度の経営方針を以下に示します。

1 第 2 期中期計画の推進

令和 6 年度は、当法人の第 2 期中期計画（4 年）の初年度にあたります。今年度は新たな第 2 期中期計画の取り組みを行うとともに、併せて、第 1 期中期計画で十分に達成することが出来なかった、クリティカルパスの適用率向上、職員満足度の向上、病院機能評価受審の準備などの項目について、引き続き取り組んでいきます。

2 持続可能な経営改革プランの推進

令和 4 年 3 月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示され、公立・公的病院に対して、新たに持続可能な経営改革プランとして策定することが求められました。そのため、当院でも、令和 6 年に向けた地域医療構想への取り組みとして、現在、医療圏域

ごとの地域医療調整会議等で議論を進めてきました。

一方で、ガイドラインによると、「地方独立行政法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき中期計画を策定している場合には、本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りるものである。」とされており、地方独立行政法人である当院の場合は、ガイドラインで求められている全ての項目を「中期計画」に盛り込むことで、「持続可能な経営改革プラン」としても利用できるよう整合性をとりました。従って今後の取り組みは当院の「第2期中期計画」に従いPDCAサイクルを回しながら推進していきます。

3 医療DXの推進

医療DXとは、保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることと定義されています。当院の取り組みとして、まずマイナ保険証利用促進に取り組みます。あわせて、短期的には職員教育環境整備としての電子書籍の推進を引き続き行います。中期的には業務の効率化のためのグループウェアの活用に向けた検討に取り組みます。また、厚生労働省が進める中長期目標である「全国医療情報プラットフォーム」、「電子カルテ情報及び交換方式の標準化」、「診療報酬改定DX」に合わせた継続的な取り組みを行っていきます。

4 令和6年度診療報酬・介護報酬および障害福祉サービス等報酬の同時改定の対応

令和6年度は、6年に一度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬との同時改定の年となります。今回の改訂では、政府が急ピッチで進めている医療DXの議論の中で、診療報酬改定の期間が短いために改定作業の負担が大きいことが課題として挙げられたこともあり、薬価改定については「4月1日」に施行し、薬価改定以外の改定事項については、「6月1日」に施行することとなりました。当院では、届出の準備を進めるとともに、新たな施設基準の取得やランクアップの機会と捉え、患者・利用者のサービス向上、質の改善、診療単価アップとなるよう必要に応じて導入を図ります。併せて、診療・介護報酬改定対応として、医事・介護システムをはじめ、各

部門システムの改修やマスター保守をベンダーと協力して取り組みます。

5 保健所の立ち入り、厚生局の適時調査などへの対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、数年間途絶えていた医療法第25条第1項の規定に基づく保健所の立ち入り検査が令和5年度にありました。軽微な指摘事項があり対応しましたが、今後、厚生局の適時調査など、外部からの調査などが予測されることもありますので、万全の体制で受審できるように取り組む必要性を感じています。今年度は、医療法、医療法施行規則、療養担当規則などで定められた委員会規程、運用マニュアル、管理日誌などの整備や職員への教育などを行っていきます。

6 医師の働き方改革の推進

厚生労働省は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等による医師の働き方改革の取り組みを求めています。当院では医師の時間外労働時間はA水準（年間960時間以内）となるように取り組んできましたが、引き続き、医療DXなどによる働き方改革の推進に取り組んでいきます。

7 新目標管理制度のさらなる定着化

令和3年度から取り組んでいる新目標管理制度については、経営方針から部門目標設定までは整合性が取れるようになりつつあります。今年度は、部署（課）目標、個人目標設定に重点を置き、さらなる改善・定着化を図り、併せて、能力評価を実施します。

8 禁煙など、健康増進への取組

医療機関や介護施設は、不特定多数が集まる公共性の高い施設であり、健診事業を行っていることから、禁煙推進、受動喫煙の防止など、健康増進に努めなければなりません。患者、利用者、並びに職員の健康を守るためにも禁煙の取り組みを推進します。

9 病院機能評価の受審準備

病院は、自院の理念達成や地域に根ざし、安全・安心、信頼と納得の得られる質の高い医療サービスを効率的に提供するために、改善活動を推進しています。質の高い医療を効率的に提供するためには、病院の自助努力が最も重要ですが、更に効果的な取り組みとするためには、第三者による評価が有

用となります。病院機能評価制度は、第三者の立場で、組織全体の運営管理および提供される医療について評価を行い、病院の位置付けや課題を明らかにするものです。このことにより、病院の更なる改善活動を推進し、病院体制の一層の充実や医療の質の向上に寄与すると考えています。また、令和4年度診療報酬改定で、「回復期リハビリテーション病棟入院料 1 について、日本医療機能評価機構等による第三者の評価を受けていること望ましい」となっていることもあり、今後、施設基準の要件となる可能性があります。当院では、新型コロナウイルス感染症流行による影響もあり、推進委員会の立ち上げが遅れていましたが、今後は各部署代表者による委員会を編成し、受審準備に取り組んでいきます。

1 0 診療体制の強化

訪問診療、総合診療の強化を目的に、医師の補充に取り組みます。併せて、患者利用者の満足度向上と経営の効率化を図ります。

1 1 室津診療所の維持

室津診療所については、診療機能を維持するために、本院からの医師派遣や外部医療機関からの医師派遣の維持に取り組みます。

1 2 職員の教育環境の整備

定期購読書籍も増え、図書室における利用だけでは、利用時間や場所の制限で不便を感じることもあり、前年度は、いつでもどこでも自由に利用できる電子書籍による運用環境の整備を行いました。今年度は、すでに取り組みを始めた e-ラーニングの利用実績が多いことから、魅力ある電子書籍の充実を図るなど取り組みを行うことで、更なる自己研鑽の推進を図り、知識の習得や業務に精通した人材育成を目指します。

1 3 医療機器の更新

医療機器整備として、検査機器等の更新により、検査精度の向上と効率化の推進を図ります。また、使用困難な医療機器等のチェックを行い、業務に支障がないよう、保守管理に取り組みます。

1 4 新興感染症発生時の取組

新型コロナウイルス感染症の位置づけについては、令和5年（2023）年5月8日に「いわゆる2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しましたが、令和5年末から令和6年年はじめにかけても流行が

みられ、患者さんだけでなく職員にも拡大し、職員の配置やローテーションにも支障をきたしました。今後も流行が繰り返される可能性が予測されることから、平時からの院内体制整備や地域の関係機関との協力を図りながら、引き続き市民病院の使命として、役割を果たしていきます。

1 5 施設管理の取組

現在の病院建物が竣工後10年を超え、給排水管、受電設備、照明、空調設備などの老朽化もみられるようになりました。施設の安全を目的に、必要に応じて改修を行います。

1 6 安全運転管理の取組

在宅訪問診療、訪問看護、送迎など、車両を運転する機会が増えています。アルコールチェック、運航前目視による車両確認などはもとより、安全運転についての教育を充実させ、知識の向上を図ります。

1 7 災害訓練の取り組み

令和6年元旦に能登半島地震が発生したように、いつ大規模災害が起こるのか予想することはできませんが、災害発生時の地域住民へのセーフティネットとして、病院は事業をできる限り継続する責務があります。事業継続計画（BCP）を定め、定期的に防災訓練を行います。また、たつの市、消防署などの協力を経て、今後は大規模災害訓練もできるよう、準備を進めます。

以上の取り組みを行いながら、引き続き、「こころある医療を通して地域に貢献する」理念のもと、全職員が一丸となって地域住民や患者利用者に提供する医療・介護サービスの向上と、地方独立行政法人制度の特徴を活かした医療介護事業の経営改善を図り、法人としての基礎を固め、安定的な法人運営の確立を目指します。

6 中期計画及び年度計画の概要

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。詳細につきましては、第2期中期計画及び令和6年度年度計画をご覧ください。

(1) 中期計画及び年度計画の項目

大項目	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
中項目	小項目
1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割	(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供
	(2) 救急医療の安定化
	(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実
	(4) へき地医療の提供
	(5) 新興感染症対応と予防医療の充実
	(6) 災害時の対応
	(7) 播磨姫路圏域における連携強化
2 地域住民や患者が安心できる医療の提供	(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上
	(2) 患者満足度の向上
	(3) 職員の接遇向上
	(4) 市民への情報発信
3 医療の従事者の確保と育成	(1) 医療従事者の確保
	(2) 医療従事者の育成

大項目	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
中項目	小項目	
1 組織ガバナンスの確立	(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保	
	(2) 目標管理のモニタリングと評価	
	(3) コンプライアンスの徹底	
	(4) リスクマネジメント体制の充実	
	(5) デジタル化の推進	
2 職員の士気の向上	(1) 職員の意識改革	
	(2) 働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応	
	(3) 人事制度・給与体系の構築	
大項目	第4 財務内容の改善に関する事項	
中項目	小項目	
1 収入の増加・確保	(1) 病床利用率・診療単価の向上	
	(2) 医療環境の変化への対応	
2 経費削減・抑制	(1) 施設管理の強化	
	(2) 医療機器の適正な管理	
	(3) 材料費の抑制	
	(4) 人件費の適正化	
	(5) 効率的な予算執行	
	(6) 契約方法の見直し	
3 経営基盤の強化	(1) 中期目標期間の経営	
	(2) 運営費負担金	
大項目	第5 その他業務運営に関する重要事項	
中項目	小項目	
1 附帯事業		

(2) 令和6事業年度 年度計画評価指標一覧

計画項目	小項目	指標の質 (※1)	項目	中期 目標値	年度 目標値	年度 実績値
2-1-1	地域医療構想を踏まえた医療の提供		高度急性期病床（床）	4	4	4
			急性期病床（床）	36	36	36
			回復期リハビリ病床（床）	40	40	40
			地域包括ケア病床（床）	40	40	40
2-1-2	救急医療の安定化	重	地域救急貢献率（％）	2.35	2.18	1.31
			救急入院患者数（人）	－	470	478
2-1-3	地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実		年間紹介率（％）	45	45	60.2
			年間逆紹介率（％）	35	30	35.9
			一般病棟在宅復帰率（％）	－	90	87.1
			回復期病棟在宅復帰率（％）	－	95	91.6
			訪問診療件数（件）	－	870	700
			訪問看護ステーション利用者数（人）	－	5,600	5,171
2-1-4	へき地医療の提供		室津診療所患者数（人）	－	900	771
2-1-5	新興感染症対応と予防医療の充実		人間ドック受診者数（人）	－	650	579
			感染対策会議実施回数（回）		4	4
2-1-6	災害時の対応		災害訓練回数（回）	－	1	2
2-1-7	播磨姫路圏域における連携強化		連携事業数（事業）	－	2	2
2-2-1	医療安全及び医療サービスの質の向上		医療の質の測定・公表回数（回）	1	1	1
			1か月間・100病床当たりのインシデント報告件数（回/月）	－	61	97.6
			クリティカルパス適用数（件）	－	50	103
2-2-2	患者満足度の向上	重	入院患者満足度（％）	92	92	96.0
			外来患者満足度（％）	95	95	96.0
2-2-3	職員の接遇向上		入院患者接遇満足度（％）	90	90	95.0
			外来患者接遇満足度（％）	100	100	96.0
			接遇研修実施回数（回）	－	4	4
2-2-4	市民への情報発信		出前講座実施回数（回）	－	20	20
			ホームページ情報発信回数（回）	－	12	17
2-3-1	医療従事者の確保		医師数（人）	10	10	8
			看護師数（人）	82	82	78
			その他医療職（人）	47	47	47

計画 項目	小項目	指標の質 (※1)	項目	中期 目標値	年度 目標値	年度 実績値
2-3-2	医療従事者の育成		院内研修実施回数（回）	－	90	89
			院外研修参加人数（人）	－	60	212
3-1-1	効率的な組織体制と 専門職員の確保		法人採用事務職員（人）	－	4	5
3-1-2	目標管理のモニタリ ングと評価		マネジメントレビュー 実施回数（回）	2	2	2
3-1-3	コンプライアンスの 徹底		コンプライアンス研修 実施回数（回）	－	6	6
3-1-4	リスクマネジメント 体制の整備		リスク管理委員会実施 回数（回）	－	6	6
3-2-2	働きやすい職場環境 の確保と働き方改革 への対応		年間有給取得日数（日）	12.8	12.8	13.1
			看護師離職率（％）	－	7.5	10.0
			正規職員離職率（％）	－	8.0	8.2
4-1-1	病床利用率・診療単 価の向上		1日平均入院患者数(人)	100.8	99.2	104.3
			1日平均外来患者数(人)	154.5	153.0	139.9
			新規入院患者数(人)	1,600	1,500	1,700
		重	病床利用率(％)	84.0	82.5	86.9
		重	入院診療単価(円)	39,800	39,500	38,653
		重	外来診療単価(円)	9,600	9,500	9,215
4-1-2	医療環境の変化への 対応		診療報酬査定率（％）	－	0.10	0.15
4-2-1	施設管理の強化	重	経費比率（％）	13.8	13.3	15.1
4-2-3	材料費の抑制	重	材料費比率（％）	10.1	10.1	12.3
4-2-4	人件費の適正化	重	医業収益対給与費比率（％）	75.4	75.8	70.1
4-2-6	契約方法の見直し		契約見直し件数（件）	－	2	3
4-3-1	中期目標期間の 経営	重	経常収支比率（％）	102.3	100.9	101.1
		重	医業収支比率（％）	95.8	92.7	93.9
		重	修正医業収支比率（％）	93.1	90.1	90.7

※1 指標の質については、法人と市が協議の上、数値目標の中で特に重要な項目に対して「重」を記載している。

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) 役員の状況

役職名	区分	任期	氏 名	役職・経歴
理事長	常勤	自 令和6年4月1日 至 令和10年3月31日	大 井 克 之	R6.4 理事長・病院長
理 事	常勤	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	上 田 治	R6.4 法人事務局長
理 事	常勤	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	高 井 裕 美	R6.4 専任理事
理 事	非常勤	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	服 部 奈 緒	R6.4 外部理事
監 事	非常勤	自 令和6年7月1日 至 最終年度の財務諸表承認日	川 崎 志 保	H6.4 弁護士登録 H6.4 藤田・川崎法律事務所 (当時、藤田法律事務所 入所) R2.4 監事
監 事	非常勤	自 令和6年7月1日 至 最終年度の財務諸表承認日	米 田 光一朗	H23.10 米田光一朗 公認 会計士・税理士事務所設立 R2.4 監事

(2) 職員数

(単位：人)

職 種	令和6年度	令和5年度	増減
医 師	8	9	▲ 1
医療技術職	4 2	4 0	2
看 護 師	7 8	8 0	▲ 2
事 務 職	7	6	1
療養介助職	5	6	▲ 1
合 計	1 4 0	1 4 1	▲ 1

(3) 平均年齢 40歳4か月 (令和7年3月31日時点)

(4) 派遣職員数 1人 (令和7年3月31日時点)

(5) 純資産の状況

(単位：百万円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本 剰余金	Ⅲ 利益剰余金			純資産 合計
	設立団体 出資金	資本金 合計	資本 剰余金	積立金	当期末 処分利益	利益剰余金 合計	
当期首残高	867	867	7	674	73	747	1,621
当期変動額							
Ⅰ 資本剰余金の当期変動額							
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額			1				1
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額							
(1) 利益の処分又は損失の処理				△307	△73	△380	△380
(2) 当期純利益					25	25	25
当期変動額合計			1	△307	△48	△355	△355
当期末残高	867	867	8	367	25	392	1,267

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(6) 財源の状況

①財源の内訳

(単位：百万円)

科 目	金 額	収入割合
収入		
医業収益	1,898	84.2%
訪問看護・居宅介護支援事業収益	52	2.3%
運営費負担金収益	223	9.9%
補助金等収益	6	0.3%
資産見返補助金等戻入	66	2.9%
その他営業収益	10	0.4%
営業収益合計	2,255	100%

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

②収入における説明

法人における自己収入としては、たつの市民病院における医業収益の他に、附帯事業の訪問看護・居宅介護支援事業収益があります。自己収入以外には、たつの市からの運営費負担金や兵庫県からのへき地診療所運営費に係る補助金等があります。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

地方独立行政法人たつの市民病院機構では、令和2年度に定めた「地方独立行政法人たつの市民病院機構内部統制推進規程」に基づき、リスク管理体制として、リスク管理を統括する管理体制を定めて内部統制統括責任者（法人事務局長）によって法人のリスク管理を統括しています。

また、リスク管理の検討・審議をするためリスク管理委員会を設置し、医療安全の対応やハラスメント対策等の院内リスクについて検討しており、委員会で検討されたリスク対策について担当部署や委員会にフィードバックしてリスクへの対策を講じています。

(2) 業務運営上の課題及びその対応策の状況

地方独立行政法人たつの市民病院機構では、半期に1度マネジメントレビューを行い、経営状況や患者対応、業務方法の問題点について、分析・改善を行っています。

9. 業績の適正な評価に資する情報

(1) 診療事業

当機構は、市民が健やかに暮らせるまちの実現のため、安定的な救急医療の提供、在宅医療を中心とした切れ目のない医療サービスの提供等地域医療構想を踏まえた市民病院が担うべき役割を確実に果たすため、「“こころある医療”を通して地域に貢献する」を理念として、地域に根差した医療の提供を図っています。

主な内容として、救急医療、回復期病棟におけるリハビリテーションの充実、訪問診療の実施、予防・検診事業などに積極的に取り組んでいます。

(2) 附帯事業

附帯事業では、本体事業であるたつの市民病院以外に在宅支援を介護事業からもサポートするため、「訪問看護ステーションれんげ」「たつの市居宅介護支援事業所」の2事業所とへき地医療に係る事業として「室津診療所」を運営しています。

① 「訪問看護ステーションれんげ」

所在地 たつの市龍野町富永 1005-1 営業日 月～土

② 「たつの市居宅介護支援事業所」

所在地 たつの市龍野町富永 1005-1 営業日 月～金

③「室津診療所」

所在地 たつの市御津町室津 288-1 診療日 火～木（午前中）

10 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1) 令和6年の業務実績とその自己評価

＜小項目評価＞

(単位：百万円)

大項目	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
中項目	小項目	自己評価 (※1)	行政 コスト
1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割	(1)地域医療構想を踏まえた医療の提供	A	
	(2)救急医療の安定化	C	
	(3)地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実	B	
	(4)へき地医療の提供	B	
	(5)新興感染症対応と予防医療の充実	B	
	(6)災害時の対応	A	
	(7)播磨姫路圏域における連携強化	A	
2 地域住民や患者が安心できる医療の提供	(1)医療安全及び医療サービスの質の向上	A	
	(2)患者満足度の向上	A	
	(3)職員の接遇向上	B	
	(4)市民への情報発信	A	
3 医療の従事者の確保と育成	(1)医療従事者の確保	B	
	(2)医療従事者の育成	B	

大項目	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項		
1 組織ガバナンスの確率	(1)効率的な組織体制と専門職員の確保	A	-
	(2)目標管理のモニタリングと評価	A	
	(3)コンプライアンスの徹底	A	
	(4)リスクマネジメント体制の整備	A	
	(5)デジタル化の推進	A	
2 職員の士気の向上	(1)職員の意識改革	A	
	(2)働きやすい職場環境の確保と働き方改革への対応	C	
	(3)人事制度・給与体系の構築	A	
大項目	第4 財務内容の改善に関する事項		
1 収入の増加・確保	(1)病床利用率・診療単価の向上	B	-
	(2)医療環境の変化への対応	C	
2 経費節減・抑制	(1)施設管理の強化	B C	
	(2)医療機器の適正な管理	A	
	(3)材料費の抑制	C	
	(4)人件費の適正化	A	
	(5)効率的な予算執行	A	
	(6)契約方法の見直し	A	
3 経営基盤の強化	(1)中期目標期間の経営	A	
	(2)運営費負担金	B	
大項目	第5 その他業務運営に関する重要事項		
1 附帯事業	—	B	
法人共通			
合計			

(2) 当中期目標期間における市長による過年度の総合的な評定の状況

評定	内容
R6	—
R7	—
R8	—
R9	—

1 1 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額
収入		
営業収益	2,204	2,151
医業収益	1,887	1,843
訪問看護・居宅介護支援事業収益	61	52
運営費負担金収益	244	239
補助金等収益	5	6
その他営業収益	7	11
営業外収益	5	6
資本収入	104	129
計	2,313	2,287
支出		
営業費用	2,086	1,981
医業費用	1,954	1,851
訪問看護・居宅介護支援事業費	61	59
一般管理費	72	71
営業外費用	13	75
資本支出	152	205
計	2,251	2,260
単年度資金収支(収入－支出)	62	27

注) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

1 2 財務諸表の要約

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額		
資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産	1,566		
2 無形固定資産	56		
3 投資その他の資産	402		
固定資産合計		2,023	
II 流動資産			
現金及び預金	934		
未収金	311		
その他	10		
流動資産合計		1,256	
資産合計			3,278
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債	698		
長期借入金	201		
移行前地方債償還債務	299		
引当金	449		
資産除去債務	38		
固定負債合計		1,685	
II 流動負債			
運営費負担金債務	—		
1年以内返済予定長期借入金	74		
1年以内返済予定移行前地方債償還債務	17		
未払金	137		
未払消費税等	7		
預り金	19		
引当金	73		
流動負債合計		326	
負債合計			2,011
純資産の部			
I 資本金			
設立団体出資金	867		
資本金合計		867	
II 資本剰余金			
資本剰余金	8		
資本剰余金合計		8	
III 利益剰余金			
積立金	367		
当期末処分利益	25		
利益剰余金合計		392	
純資産合計			1,267
負債純資産合計			3,278

注) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
医業収益	1,898	
訪問看護・居宅介護支援事業収益	52	
運営費負担金収益	223	
補助金等収益	6	
資産見返補助金等戻入	66	
その他営業収益	10	
営業収益合計	1,898	2,255
営業費用		
医業費用	2,022	
訪問看護・居宅介護支援事業費	68	
一般管理費	79	
営業費用合計	2,022	2,169
		86
営業外収益		
営業外収益合計		6
営業外費用		
営業外費用合計		68
経常利益		25
臨時損失		
臨時損失合計		1
当期純利益		25
当期総利益		25

注) 金額は、それぞれ四捨五入によっているもので、合計と一致しないものがある。

(3) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本 剰余金	Ⅲ 利益剰余金			純資産 合計
	設立団体 出資金	資本金 合計	資本 剰余金	積立金	当期末 処分利益	利益剰余金 合計	
当期首残高	867	867	7	674	73	747	1,621
当期変動額							
Ⅰ 資本剰余金の当期変動額							
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額			1				1
Ⅲ 利益剰余金の当期変動額							
(1) 利益の処分又は損失の処理				△307	△73	△380	△380
(2) 当期純利益					25	25	25
当期変動額合計			1	△307	△48	△355	△355
当期末残高	867	867	8	367	25	392	1,267

注) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー	△268
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	19
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	△15
Ⅳ 資金増加額（又は減少額）	△264
Ⅴ 資金期首残高	749
Ⅵ 資金期末残高	485

注) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

(5) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額		
Ⅰ 業務費用			2,236
Ⅱ その他行政コスト			0
Ⅲ 行政コスト			2,236

注) 金額は、それぞれ四捨五入によっているので、合計と一致しないものがある。

1 3 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(1) 当期損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データ及び行政コスト計算書の比較・分析

① 経常収益

2024年度の経常収益は2,261百万円と、前年度と比較して73百万円減(3.1%減)となっています。これは、前年度と比較して医業収益は22百万円減(1.1%減)、医業外収益は48百万円減(14.0%減)、訪問看護・居宅介護支援事業収益が4百万円増、となったことが主な要因です。

② 経常費用

2024年度の経常費用は2,238百万円と、前年度と比較して23百万円減(1.0%減)となっています。これは、前年度と比較して、経費が32百万円増(12.6%増)、一般管理費営業外費用は6百万円増(8.2%増)となったが、給与費が68百万円減(4.9%減)、材料費が4百万円減(1.5%減)となったことが主な要因です。

③ 当期総損益

2024年度の当期総利益は25百万円となり、前年度と比較して48百万円減(前年度は73百万円の当期総利益)となっています。これは、前年度と比較して医業収益は22百万円減(1.1%減)、医業外収益は48百万円減(14.0%減)、経費は32百万円増(12.6%増)、一般管理費営業外費用は6百万円増(8.2%増)、給与費は68百万円減(4.9%減)、材料費が4百万円減(1.5%減)となったことが主な要因です。

④ 資産

2024年度末の資産合計は3,278百万円と、前年度と比較して425百万円減(11.5%減)となっています。これは、前年度と比較して現金及び預金等の流動資産が351百万円減(21.8%減)、有形固定資産等の固定資産は73百万円減(3.5%減)となったことが主な要因です。

⑤ 負債

2024年度末の負債合計は2,011百万円と、前年度と比較して70百万円減(3.4%減)となっています。これは、前年度と比較して資産見返負債は66百万円減(8.6%減)、借入金(移行前地方債償還債務)は17百万円減(5.4%減)となったことが主な要因です。

⑥ 純資産変動計算書

当事業年度の純資産はその他の資本剰余金の当期変動額が1百万円増加、積立金が307百万円減少、当期純利益が25百万円増加した結果、1,267百万円となりました。

⑦ キャッシュ・フロー

2024年度末のキャッシュ・フローは485百万円と、前年度と比較して264百万円減（35.2%減）となっています。

業務活動によるキャッシュ・フローは、医業収支198百万円の減となりましたが、運営費負担金収入ほか（補助金、寄附金）255百万円、その他収入58百万円、設立団体等納付金の支払額380百万円となりましたので、2024年度末のキャッシュ・フローは▲268百万円となりました。前年度と比較して514百万円減（208.9%減）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預け入れによる支出550百万円、定期預金の払戻による収入650百万円、有形固定資産の取得による支出80百万円、無形固定資産取得による支出1百万円がありましたので、2024年度末のキャッシュ・フローは19百万円となりました。前年度と比較して286百万円増（107.1%増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入による収入が81百万円ありましたが、長期借入の返済による支出が69百万円、移行前地方債償還債務の償還による支出26百万円がありましたので、2024年度末のキャッシュ・フローは▲15百万円となりました。前年度と比較して53百万円増（22.1%増）となりました。

⑧ 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは2,236百万円です。内訳としては損益計算書上の費用が2,236百万円です。

(2) 重要な施設等の整備状況

該当なし

1.4 内部統制の運用状況

経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となって目標を管理しています。理事長は経営目標の指針（バランススコアカード）を示し、指針に基づいて各部署が適正な目標の設定を行い、目標に向けた取組を実施しました。

また、半期ごとに内部統制担当役員を中心に年に2回マネジメントレビューによる運営状況の内部監査を実施し、経営状況や患者対応、業務方法の問題点について、分析・改善を行うことで、目標達成に取り組んでいます。

監事監査についても監事が理事会に出席し経営状況や運営状況の確認や財務状況の確認等を行うとともに、外部の会計監査法人による財務状況の確認を実施して、適正な法人運営の取組を実施しています。

1 5 法人の基本情報

(1) 所在地 兵庫県たつの市御津町中島 1 6 6 6 番地 1

(2) 設立年月日 令和 2 年 4 月 1 日

(3) 病院その他施設の名称及び所在地

名称	所在地
たつの市民病院	たつの市御津町中島 1 6 6 6 番地 1
訪問看護ステーションれんげ	たつの市龍野町富永 1 0 0 5 番地 1
たつの市居宅介護支援事業所	たつの市龍野町富永 1 0 0 5 番地 1
室津診療所	たつの市御津町室津 2 8 8 番地 1

(4) 目的 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及びたつの市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(5) 業務内容

- ① 医療を提供すること。
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- ③ 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- ④ 医療に関する地域への支援を行うこと。
- ⑤ 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- ⑥ 災害時における医療救護を行うこと。
- ⑦ 介護事業を行うこと。
- ⑧ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(6) 沿革

令和 2 年 4 月 1 日	地方独立行政法人たつの市民病院機構へ移行
----------------	----------------------

(7) 設立根拠法 地方独立行政法人法

(8) 組織図

